

山 商 工 発 第 74 号
令和 7 年 8 月 1 日

会 員 各 位

山 形 商 工 会 議 所
会 頭 矢 野 秀 弥



令和 7 年度 会員事業所「優良従業員表彰」候補者推薦について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃、当所事業運営につきまして格別のご高配、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当所会員事業所の優良従業員表彰を今年も執り行いますので、本紙裏面の表彰規則および取扱要項(抜粋)をご参照のうえ、被表彰候補者を別紙推薦書により9月12日(金)必着にてご推薦くださいますようお願いいたします。なお、被表彰者につきましては、10月に開催予定の当所常議員会の承認をもって決定いたしますので、その後改めてご通知申し上げます。
また、推薦書が締切期日後に到着の場合は、翌年改めて推薦していただくこととなりますのでご了承ください。

敬 具

記

優良従業員表彰式

- 1.開 催 日 時 令和 7 年 11 月 26 日(水) 午後 4 時開会
(式典終了後、祝賀パーティーを開催予定)
- 2.会 場 パレスグランデール
- 3.表彰負担金 勤続 30 年以上の方 2 3, 0 0 0 円
勤続 30 年未満の方 2 0, 0 0 0 円
※被表彰者決定通知の送付の際に、お支払方法をお知らせいたします。
- 4.その他
- ・式典終了後、祝賀パーティーを開催いたします。事業主及びご引率の皆様からませひご出席いただき、受賞をお祝いいたしたく存じます。
(ご出席いただく場合の会費は 7,000 円となります。)
 - ・勤続 30 年以上の被表彰者は、日本商工会議所会頭との連名表彰となります。
 - ・候補者が複数となる場合は、コピーまたは、商工会議所ホームページよりダウンロードして作成の上、ご提出ください。

本件担当
山形商工会議所 商工振興課 小池
〒990-8501 山形市七日町3-1-9
TEL：023-622-4666 FAX：023-622-4668

推 薦 書

令和 年 月 日

山形商工会議所

会 頭 矢 野 秀 弥 殿

山形商工会議所表彰規則第 2 条・第 3 条による被表彰候補者として下記のとおり推薦いたします。

記

推 薦 者

所 在 地	〒		
事 業 所 名			
代 表 者 名	印		
創業年月日	明 大 昭 平 ・ ・	従 業 員 数	名
電 話 番 号	()	F A X	()
連 絡 者 名			

候 補 者

候 補 者				名簿掲載順位 * 入社が同年月日の場合			
ふりがな						* 性別	
* 候補者氏名							
生 年 月 日		昭 和 ・ 平 成 年 月 日 * 満 歳					
* 入社(店)年月日		昭 和 ・ 平 成 年 月 日		勤 続 年 数		年 カ 月	
* 職種・地位							
略 歴							
賞 罰							

※勤続年数・年齢は、令和 7 年 9 月 30 日現在でご記入ください。
※枠内の*印の欄は、必ずご記入ください。
※裏面の評価事項についてもご記入ください。

ご記入いただいた情報は、優良従業員表彰の審査、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業所名・個人名・勤続年数については、被表彰者名簿、商工会議所月報、ホームページ、新聞等で公開することがあります。

(切り取って推薦書のみご提出ください)

評価事項

研究心が旺盛であるか	優	良	佳
創意工夫性に富んでいるか	優	良	佳
企業の繁栄に努力貢献しているか	優	良	佳
企業内での協調融和性があるか	優	良	佳
社規、社則をよく守るか	優	良	佳
指導性、判断力があるか	優	良	佳
責任感が強い	優	良	佳
その他推薦意見			

（切り取って推薦書のみご提出ください）

山形商工会議所表彰規則（抜粋）

第2条 本商工会議所会員事業所の従業員で同一事業所に10年以上に亘り勤続し、成績優秀な者に対してはこれを表彰する。

2. 前項により表彰された者は、10年を経過した後にこれを表彰することができる。

第3条 本商工会議所会員事業所の従業員で商工業の振興発展に著しく功績のあったものは前条の規定にかかわらず表彰することができる。

第4条 表彰は、常議員会の議決により行うものとする。

第5条 表彰は、会頭名をもって表彰状及び記念品を贈呈して、これを行う。

ただし、第1条による表彰及び第2条に該当する表彰者のうち30年以上勤続の場合は、日本商工会議所会頭と連名にて表彰する。

第6条 この規則の取扱要項については、別にこれを定める。

表彰規則取扱要項（抜粋）

- 1. 表彰は、毎事業年度において1回、適宜の時期にこれを行う。
- 2. 表彰は、当該年度会費を納入した事業所であることとする。
- 3. 規則第2条及び第3条による表彰に際し、事業主は表彰決定後に所定の表彰負担金を納入するものとする。
- 4. 規則第2条及び第3条による推薦は、事業所の役員を除くものとし、推薦書の様式は別紙による。
- 5. 規則第2条による1事業年度の表彰は、原則として1事業所1人とする。但し、やむを得ない事情による場合は2人以上を推薦することができる。
- 6. 規則第2条の勤続年数の算定は、当該年度の9月末日をもって計算する。
- 7. 組織、業種、社（店）名の変更等があっても、事実上同一事業体として存続する事業所については、同一事業所として取扱うものとする。